

中勢用水地区
用水計画等整理業務

特 別 仕 様 書

東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考
第 1 章 総 則 (適用範囲) 第 1 - 1 条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」、(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
(目的) 第 1 - 2 条	本業務は、中勢用水地区における河川法 23 条の変更河川協議に係る用水計画等の整理を行うものである。	
(場所) 第 1 - 3 条	本業務の対象とする場所は、三重県津市及び亀山市地内であり、別添位置図に示すとおりである。	
(土地への立入り等) 第 1 - 4 条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 1-16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。	
(低入札価格契約における第三者照査) 第 1 - 5 条	1 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第 85 条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第 11 条照査技術者」及び「共通仕様書第 1-7 条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下「第三者照査」という。)を実施しなければならない。 2 第三者照査の企業に要求される資格 (1) 予決令第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。 (2) 東海農政局において、令和 7・8 年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 (3) 東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4) 共通仕様書第 1-30 条守秘義務を遵守できるものであること。 (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ア 資本関係 (ア) 親会社と子会社の関係にある (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある イ 人的関係 (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている	

項 目	内 容	備 考
(履行確実性評価 の達成状況の確認) 第1－6条	3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 ○ 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ○ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者 4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。 6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第4-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。 7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録 共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。 8 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。 本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。 その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 (1) 審査項目 a) ～c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額を下回った場合 (3) その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 (4) 業務成果品のミス、不備等	

項 目	内 容	備 考														
(一般事項) 第 1 - 7 条 (管理技術者) 第 1 - 8 条	業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。 管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る本業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティング マネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画	博士	農学		シビルコンサルティング マネージャー	農業土木		
資 格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画														
	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画														
博士	農学															
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木															
(担当技術者) 第 1 - 9 条 (配置技術者の確認) 第 1 - 10 条	担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。 共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務分担を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。															
(保険加入) 第 1 - 11 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。															

項 目	内 容	備 考															
第 2 章 作業条件 （作業条件） 第 2－1 条	本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 （１）作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示するものと十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 （２）本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 （３）本業務の実施に際しては、貸与資料を十分把握した上で実施するものとする。																
（設計条件） 第 2－2 条	本業務の設計作業における設計条件は、次のとおりである。 【安濃ダム】 常時満水位：EL172.00m 利用水深：37.4m（EL172.00m～134.60m） 総貯水量：10,500 千 m³、有効貯水量 9,800 千 m³ 流域面積：27.5km² 満水面積：0.49km² 受益面積：3,094ha（令和 5 年 3 月時点） うち水田 2,845ha、普通畑 234ha、樹園地 15ha																
（参考図書） 第 2－3 条	本業務の参考とする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか次の図書とする。 <table><tr><th>名 称</th><th>発行所</th></tr><tr><td>農業農村整備事業計画作成便覧</td><td>農業農村整備事業計画研究会</td></tr><tr><td>改訂版 新たな土地改良の効果算定マニュアル</td><td>大成出版社</td></tr></table>	名 称	発行所	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会	改訂版 新たな土地改良の効果算定マニュアル	大成出版社										
名 称	発行所																
農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会																
改訂版 新たな土地改良の効果算定マニュアル	大成出版社																
（貸与資料） 第 2－4 条	貸与資料は、次のとおりである。 <table><tr><th>分類</th><th>貸 与 資 料</th><th>数量</th></tr><tr><td rowspan="3">業務報告書</td><td>令和 6 年度 伊勢平野中央地区 事業計画関係基礎資料取りまとめ業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 5 年度 伊勢平野中央地区 営農計画（案）等検討業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 4 年度 伊勢平野中央地区 事業効果等検討業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td rowspan="2">その他</td><td>地域整備方向検討調査「伊勢平野中央地区」報告書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>中勢用水地区水利使用協議資料（H21.3.31）他必要資料</td><td>1 式</td></tr></table> また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。	分類	貸 与 資 料	数量	業務報告書	令和 6 年度 伊勢平野中央地区 事業計画関係基礎資料取りまとめ業務	1 式	令和 5 年度 伊勢平野中央地区 営農計画（案）等検討業務	1 式	令和 4 年度 伊勢平野中央地区 事業効果等検討業務	1 式	その他	地域整備方向検討調査「伊勢平野中央地区」報告書	1 式	中勢用水地区水利使用協議資料（H21.3.31）他必要資料	1 式	
分類	貸 与 資 料	数量															
業務報告書	令和 6 年度 伊勢平野中央地区 事業計画関係基礎資料取りまとめ業務	1 式															
	令和 5 年度 伊勢平野中央地区 営農計画（案）等検討業務	1 式															
	令和 4 年度 伊勢平野中央地区 事業効果等検討業務	1 式															
その他	地域整備方向検討調査「伊勢平野中央地区」報告書	1 式															
	中勢用水地区水利使用協議資料（H21.3.31）他必要資料	1 式															

項 目	内 容	備 考
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第2-5条	第2-3条、第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用い、作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。	
第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	本業務における作業項目及び数量は、別紙「作業項目内訳表」に示すとおりである。	
(設計作業の留意点) 第3-2条	設計作業の実施に際し、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 現地調査等の実施に当たっては、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。 また、情報の精度や信頼性など常に情報管理に留意してミスの防止に努めなければならない。 (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (3) 第2-3条、第2-4条に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。	
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ(資料の検討時) 第3回 中間打合せ(用水計画取りまとめ時及び営農計画(案)の素案作成時) 第4回 中間打合せ(営農検討会開催前及び点検取りまとめ時) 最終回 報告書原稿作成段階	

項 目	内 容	備 考
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5 - 1 条 (成果物の提出先) 第 5 - 2 条 第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6 - 1 条 第 7 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 7 - 1 条	なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1. 成果物の電子媒体 (CD-R等) 正副 2 部 2. 成果物及び成果物の概要版の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) 成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県名古屋市昭和区安田通四丁目 8 番 (安田庁舎) 東海農政局 木曽川水系土地改良調査管理事務所 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2 - 1 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2) 第 3 - 1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (3) 第 4 - 1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (4) 第 5 - 1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (5) 履行期間の変更が生じた場合 (6) 関連業務の進捗状況により、業務計画に変更が生じた場合 (7) 関係機関との対外的協議等により業務計画に変更が生じた場合 (8) その他 この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

別紙

【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業数量	備考
1. 事前準備			
1-1. 現地調査	業務実施に必要な現地調査を行う。	1 式	
1-2. 資料の検討	貸与資料を整理・把握し、作業計画を作成する。	1 式	
2. 用水計画等の精査			
2-1. 用水計画諸元の精査	昨年度業務で整理した「伊勢平野中央地区」の用水計画諸元について、本業務で検討する営農計画（案）の精査の検討結果により、今回調査時点の用水計画諸元比較表を整理する。	1 式	
2-2. 水源現況補足調査	昨年度業務により行った水源現況補足調査結果について、関係機関への聞き取りなどを行うことにより、地区内水源の用水計画諸元を決定する。	1 式	
2-3. 計画水収支計算	上記作業により精査した用水計画諸元を基に、雨ありの計画水収支計算を行う。 計画基準年：昭和 38 年 算出期間：昭和 37 年～令和 6 年	1 式	
2-4. 農業用水需要量の精査	上記「2-3. 計画水収支計算」の結果を基に農業用水需要量を整理し、期別最大取水量及び年間総取水量を検討する。	1 式	
3. 営農計画（案）の精査			
3-1. 受益面積の更新	過年度に整理した受益面積データベース（1 筆データ）について、発注者が提供する令和 5～6 年度の転用筆情報（700 筆程度）を基に更新作業を行う。	1 式	
3-2. 営農計画（案）の作成	過年度に作成した営農計画（案）について、3-1 で整理した受益面積及び発注者が提供する最新の農業振興方策等を基に更新を行い、営農計画（案）の素案を作成する。 作成した営農計画（案）の素案について、発注者が開催する営農検討会（年度内 1 回を想定）の補助（検討会資料及び議事録の作成）を行い、その検討会での意見等を踏まえ、営農計画（案）の作成を行う。 また、営農検討会に出席する受益農家代表 2 名への謝金の支払いを行う。	1 式	
4. 総合検討	総合的なまとめを行い、必要に応じて今後の課題点を整理する。	1 式	
5. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物点検取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	